

○桐生市乗合バス広告掲載要綱

(平成 25 年 4 月 1 日施行)

改正 平成 26 年 4 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、桐生市乗合バスに掲載する広告の取扱いについて、桐生市広告掲載取扱要綱(平成 19 年 11 月 5 日施行)第 4 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告取扱主体)

第 2 条 広告の取扱いは、桐生市乗合バスを運行する事業者(以下「運行事業者」という。)が主体となって行うものとする。

2 広告の取扱いに係る経費及び収入は、運行事業者の経常収支へ繰り入れるものとする。

(掲載の基準)

第 3 条 乗合バスに掲載できる広告は、企業、事業所、商店等の広告とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序及び善良の風俗に反するもの
- (2) 誇大俗悪なもの
- (3) 美観を害するもの
- (4) 公衆に不快の念を与えるもの
- (5) 国内の法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (7) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (8) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に掲げる貸金業に該当するもの
- (9) 悪質商法等の大きな社会的問題となっているもの
- (10) 市の政策になじまないもの
- (11) その他市長が不相当と認めるもの

(掲載場所)

第 4 条 広告の掲載場所は、運行上の安全を妨げない範囲で、指定する車両ごとに定める。

(広告の種類)

第 5 条 広告の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 車体ラッピング
- (2) 車内額面ポスター
- (3) 車体マグネット
- (4) その他市長が認める広告

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、最長1年間とする。

2 掲載期間の更新は、妨げないものとする。

(掲載料金)

第7条 広告の掲載料金は、桐生市乗合バス広告料金の運用方針に従う。ただし、広告の作成費は含まないものとする。

2 広告の掲載料金は、掲載決定後、運行事業者が指定する期日までに一括納入するものとする。

(広告の作成等)

第8条 広告の作成は、広告主の責任において作成し、その費用は全て広告主が負担するものとする。

2 乗合バスへの広告掲載及び撤去については、広告主の負担及び責任において行うものとする。

3 乗合バスへの広告掲載及び撤去作業の日程については、運行事業者と広告主で協議して決定するものとする。

(補償)

第9条 広告掲載後、事故等により広告が毀損し、又は破損したときは、運行事業者が経費を負担して修復するものとする。ただし、経年に起因する広告の色あせ等の劣化については対象外とする。

2 広告の掲載又は撤去作業により、車体の毀損、又は塗装の剥離等が生じた場合は、広告主の責任において原状回復をするものとする。

(募集の方法)

第10条 広告の募集は、市広報及び市ホームページに掲載する。

(広告の申込み)

第11条 広告は、桐生市乗合バス広告掲載申込書(様式第1号)により、広告の案を添えて運行事業者に申し込むものとする。

(審査及び決定)

第12条 運行事業者は、前条の申込書を受理したときは、当該申込みの承認又は不承認を速やかに決定し、当該広告主に通知しなければならない。

2 運行事業者は、当該申込みの承認決定にあたっては、事前に桐生市乗合バス広告掲載届出書(様式第2号)に関係書類を添えて、市長に提出し、その同意を受けなければならない。

3 市長は、前項の同意をしたときは、運行事業者に同意書(様式第3号)を交付するものとする。ただし、広告掲載の内容等が第3条に該当するときは、運行事業者に対し、掲載内容の変更又は掲載の不承認を求めることができる。

(掲載の取消し)

第13条 市長は、広告の掲載に支障があると認められるとき、又は広告主が広告掲載料金を納入しなかったときは、運行事業者に対し、当該掲載の取消しを求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

桐生市乗合バス広告掲載申込書

桐生市乗合バス広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第2号(第12条関係)

桐生市乗合バス広告掲載届出書

桐生市乗合バス広告掲載届出書

[別紙参照]

様式第3号(第12条関係)

同意書

同意書

[別紙参照]